

## クリーンセンター衣浦からのお願い

粗大ごみ（家具など）をクリーンセンター衣浦へ持ち込む場合は、火災の原因となるマッチやライターなどの発火物を、粗大ごみに混入させないように注意をお願いします。

火災の原因となる物を搬入する場合は、別に分けて搬入し、係員の指示に従ってください。

適正分別および適正搬入への協力をお願いします。

＜火災の原因となる混入物＞

マッチ、ライター、花火、充電機、スプレー缶やカセットボンベ、中身が入ったままの廃オイル缶や化粧品などのビン（除光液） など



昨年11月に発生したクリーンセンター内  
ごみピット火災

問合せ先 国市民生活グループ ☎52-1111（内線264）

## 空き家の適正管理をお願いします

空家などの対策の推進に関する「空家等対策特別措置法」が、平成27年5月26日に全面施行されました。

法律では、「空き家等の所有者又は管理者は、周辺の生活環境に悪影響をおよぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとする」と規定され、所有者などがみずからの責任により、適切に対応することが明確化されています。

また、市は、空き家の所有者などの特定には、固定資産税課税などの事務のために保有する情報を利用できるようになり、次の4つのいずれかにあてはまる状態の空き家を「特定空家等」と定義し、その所有者などに対して、撤去や修繕などの勧告・命令ができることになりました。



### 【特定空家等】

- ① そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
- ② そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態
- ③ 適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
- ④ その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

※勧告を受けると固定資産税の住宅用地特例の優遇を受けられなくなり、命令に違反した場合は50万円以下の過料に処せられ、行政代執行法による強制撤去なども可能となりました。

### 《空き家は放置せず 早めに相談してください》

空き家を所有している方で、管理が困難な場合は、不動産事業者への相談や、シルバー人材センターなどに草刈り作業などを委託することをお勧めします。

また、周辺に“危険な空き家”を見つけた場合は、市役所都市防災グループまで連絡してください。

問合せ先 国都市防災グループ ☎52-1111（内線229）